

原議保存期間	5年(令和13年3月31日)
有効期間	一種(令和13年3月31日)

庁内各局部課長
各附属機関の長
(参考送付先)
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第1号
令和7年4月1日
警察庁次長

警察庁総合科学技術戦略推進本部設置要綱の一部改正について（依命通達）

警察庁総合科学技術戦略推進本部の運営については、「警察庁総合科学技術戦略推進本部の設置要綱の一部改正について（依命通達）」（令和5年10月1日付け警察庁乙官発第6号。以下「旧通達」という。）をもって示達した「警察庁総合科学技術戦略推進本部設置要綱」に基づき実施してきたところであるが、この度、警察における科学技術政策を組織を挙げてより一層効果的に推進するため、同設置要綱を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

命により通達する。

別添

警察庁総合科学技術戦略推進本部設置要綱

1 設置

警察庁に警察庁総合科学技術戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 任務

本部は、警察における科学技術政策を総合的かつ強力に推進するため、A Iを含む情報通信技術、ドローン、測位技術、バイオテクノロジー等幅広い分野の技術を意欲的に警察活動に導入するとともに、警察情報システムの活用等により警察活動の高度化・合理化を図るという視点から、警察における科学技術政策の推進に関する基本方針を策定するほか、以下の取組の推進を図る。

- (1) 国内外における技術シーズ動向や研究開発状況等についての継続的な調査分析及び関係所属等への情報提供
- (2) 各種警察活動における技術ニーズ・課題についての全国的な調査分析
- (3) 府省横断的な研究開発プログラムやファンド事業等を効果的かつ戦略的に活用するための検討及び施策登録等に係る提案・調整等
- (4) 関係所属や科学警察研究所等における科学技術関連施策の実施状況等の把握及び必要に応じた支援・調整
- (5) その他重要な科学技術政策の企画・実行

3 本部の構成

- (1) 本部は、本部長、本部長代理及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部長、本部長代理及び本部員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長	長官
本部長代理	次長
本部員	官房長
	生活安全局長
	刑事局長
	交通局長

警備局長
サイバー警察局長
組織犯罪対策部長
外事情報部長
警備運用部長
警察大学校長
科学警察研究所長
皇宮警察本部長
総括審議官
技術総括審議官
政策立案総括審議官
その他本部長が指名する者

- (3) 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会合に出席させることができる。

4 幹事会

- (1) 本部の事務を補佐するため、本部に幹事会を置く。
(2) 幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	官房長
幹事長代理	技術総括審議官
副幹事長	総括審議官
	政策立案総括審議官
幹事	総務課長
	企画課長
	技術企画課長
	人事課長
	会計課長
	通信基盤課長
	生活安全企画課長
	刑事企画課長
	組織犯罪対策第一課長
	交通企画課長

警備企画課長

外事課長

警備第一課長

サイバー企画課長

長官官房参事官（情報化及び技術革新に関する総合調整担当）

警察大学校教務部長

警察情報通信研究センター所長

サイバーセキュリティ対策研究センター所長

科学警察研究所総務部長

皇宮警察副本部長

その他幹事長が指名する者

(3) 本部の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

5 庶務

本部の庶務は、技術企画課において行う。

6 その他

前各項に定めるもののほか、本部の設置及び運営に関する必要な事項は、本部長が定める。